

令和6年度 裾野市監査計画

令和6年3月26日

監査委員決定

1 実施方針

監査委員は、地方自治法に基づき設置された独立の執行機関として、裾野市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するよう裾野市監査基準に基づく監査等を次の方針に基づき実施するものとする。

(1) 監査の視点

監査等は合規制、正確性に加え、経済性、効率性及び有効性の視点を踏まえ実施する。

また、当市の課題である持続可能な行財政運営を推進するための行財政構造改革及びDX（デジタルトランスフォーメーション）への取組を注視していく。

(2) 監査等の方向性

各リスクの重要度、各リスクに対する内部統制の状況等を踏まえ、リスクアプローチによる効率的かつ効果的な監査を実施する。

また、監査等の有機的連携により監査資源の有効活用に努め、効率的な監査を実施する。

特に今年度は、公会計システムの電子決裁化への対応を進めていく。

(3) 実効性の確保

指摘事項については、早期に是正を促すとともに、措置が講じられるまで定期的なフォローアップに努める。

また、意見・要望については、対応の進捗状況を定期的に確認し、監査の実効性を高めるよう努める。

(4) 市民に対する情報提供

監査等の結果は、市民に分かりやすい内容・表現となるよう努める。

2 監査等の計画

今年度実施予定の監査等の種類及び対象等は次のとおりとする。

- (1) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）
会計管理者及び企業管理者の保管する現金を対象とし、毎月の現金の出納の計数及び現在高の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。書類審査として、支出命令書等の検査を実施する。
- (2) 決算審査
ア 一般会計・特別会計決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項）
決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかを検証するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として、各種調書を基に例月現金出納検査の結果も参考に審査を実施する。
イ 企業会計決算審査（地方公営企業法第 30 条第 2 項）
決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかを検証するとともに、経済性の発揮及び公共の福祉の増進を主眼として、各種調書を基に例月現金出納検査の結果も参考に審査を実施する。
- (3) 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）
基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であることを検証するとともに、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを主眼として、調書を基に例月現金出納検査の結果も参考に審査を実施する。
- (4) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）
健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて、各種調書の突合等により審査を実施する。
- (5) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法律や条例等に基づき適法、適正かつ効率的に行われているか並びにその組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出を求めた各種調書に基づき、全部局を対象に監査を実施する。
なお、幼稚園・保育園、小・中学校は 4 年に 1 回とする。
- (6) 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）
必要があると認めるとき、定期監査に準じて監査を実施する。

(7) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

事務の執行が、法律や条例等に基づき適法、適正かつ効率的に行われているか並びにその組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出を求めた各種調書に基づき監査を実施する。

定期監査に兼ねて実施する他、必要があると認めるとき、定期監査に準じて監査を実施する。

(8) 工事監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

年度内に施工中又は竣工予定の工事を対象とし、工事に関する契約事務、帳票簿の確認を主眼とし、設計、施工等については技術調査業務委託により監査を実施する。

事案は、市が発注した建設工事のうち、抽出又は指名した事案とする。

(9) 財政援助団体等監査（地方自治法 199 条第 7 項）

市が財政的援助を与えている団体、出資している団体等及び公の施設の管理を行なわせている団体を対象に、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、市の指導及び監督が適切に行われているかどうかを主眼として、提出された調書、担当課及び当該団体からの聴取等により監査を実施する。

具体的な対象団体等は、市が財政援助を与えている団体等のうち、抽出又は指名した団体等とし、別途通知する。

(10) その他監査等

監査等の実施事由に応じて、その都度決定する。

3 監査期日及び箇所

監査期日は別途定める。

また、例月出納検査については、毎月 20 日から 10 日以内に行う。

4 その他

監査等の体制は次のとおりである。

監査委員（識見・議選） 2 名

監査委員事務局 2 名

* 事前審査等は監査委員の命により監査委員事務局が行う場合がある。